

## 警報等発令時における訓練の取扱いについて

### アビリティコースの取扱いについて

#### 1 訓練実施前

(1) 宮崎県北部地域に特別警報が発令されている場合、または、延岡市土々呂町6丁目もしくは櫛津町において避難指示が発令されている場合(以下「特別警報等発令」という。)

➤ 当日の訓練を中止する。

(2) 宮崎県北部地域に「暴風警報」と併せて「大雨警報」もしくは「洪水警報」が同時に発令されている場合、または、延岡市土々呂町6丁目もしくは櫛津町において避難勧告が発令されている場合(以下「警報等発令」という。)

イ 午前7時の時点において警報等発令の場合

- 原則として、当日の1時限目から3時限目までの訓練を中止する。
- ただし、交通機関の運行状況や道路状況等を考慮した上で、訓練を中止する場合があること。  
なお、この場合にあつては、Facebook 上 で連絡するものとする。

ロ 午前11時の時点において警報等発令が継続している場合

- 原則として、当日の4時限目以降の訓練を中止する。
- ただし、交通機関の運行状況や道路状況等を考慮した上で、訓練を中止する場合があること。  
なお、この場合にあつては、Facebook 上 で連絡するものとする。

ハ 午前11時までに警報等発令に該当しない状況となった場合

- 原則として、当日の4時限目以降の訓練を実施する。
- ただし、交通機関の運行状況や道路状況等を考慮した上で、訓練を中止する場合があること。  
なお、この場合にあつては、Facebook 上 で連絡するものとする。

#### 2 訓練実施中

- 訓練実施中に特別警報等発令もしくは警報等発令がされた場合、または、予測される場合にあつては、交通機関の運行状況や道路状況等を考慮した上で、訓練を中止する場合があること。

## 能力開発セミナー（以下「セミナー」という。）取扱いについて

### 1 昼間に実施するセミナー

- 上記 に準じる。

### 2 夜間に実施するセミナー

#### (1) セミナー実施前

##### イ 特別警報等発令の場合

- 原則として、当日のセミナーを中止する。
- ただし、交通機関の運行状況や道路状況等を考慮した上で、セミナーを中止する場合があること。

##### ロ 午後3時において、警報等発令の場合

- 原則として、当日のセミナーを中止する。
- ただし、交通機関の運行状況や道路状況等を考慮した上で、セミナーを中止する場合があること。

#### (2) セミナー実施中

- セミナーの実施中に特別警報等発令もしくは警報等発令がされた場合、または、予測される場合にあっては、交通機関の運行状況や道路状況等を考慮した上で、訓練を中止する場合があること。

### 3 中止した時限の取扱い

- 原則として、別の日に振替えて実施するものとする。

警報等発令時における休講情報は当施設の Facebook ページ上にて、最新情報を発信しております。

当施設ホームページ上のバナーをクリックすると表示され、登録なく閲覧が可能です。

